調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書		
物品番号		仕様書番号
市販品		ＥＷＶ－Ｚ０００００２
		作成２０年１２月１７日
		変更２１年５月２７日
		関東補給処

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，関東補給処において実施する市販品の調達について規定する。

1.2　用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の１．２によるほか，次による。

ａ）　市販品とは，一般市場に流通している規格品及びカタログ製品をいう。

ｂ）　規格品とは，国定規格，官庁規格，各種団体規格等に基づき製造された製品をいう。

ｃ）　カタログ製品とは，全日本機械工具標準カタログ並びに各種団体，商社及び製造業者発行のカタログに記載された製品をいう。

1.3　種類・等級

種類及び等級は，規格及びカタログに示された範囲とする。

1.4　引用文書等

1.4.1　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

1.4.2　関連文書

関東補給処標準契約書等規則　　（関東補給処達第２２－１号）

2　製品に関する要求

2.1　指定商品等

市販品のうち，日本工業規格の指定商品又は，同種の規定等（防衛省仕様書に規定された認定，初回試験）が定められている製品については，その検査を受け承認を得た製造会社の製品でなければならない。

2.2　品目・数量

調達する市販品の種類，等級，数量等については，調達要領指定書等で指定する。

2.3　材料・構造・形状・質量等

材料，構造，形状，質量等は，該当する規格品及びカタログ製品についての製造会社の図面，仕様等による。

2.4　外観

外観は，割れ，傷，まくれ，さびなどの欠陥がなく，塗装，めっきなどに，むらがあってはならない。

2.5 機能・性能

機能及び性能は，該当する規格品及びカタログ製品についての製造会社の図面，仕様等による。

2.6 製品の表示

製品の表示は，該当する規格品及びカタログ製品についての製造会社の図面，仕様等による。

なお，調達要領指定書で指定した機能部品等については，次の表示を行うものとする。ただし，表示項目に追加，削除等がある場合は，調達要領指定書で指定する

a） 製品の型式又は部品番号

b） 製造番号

c） 製造業者名又は略号

2.7 塗装

塗装は，該当する規格品及びカタログ製品についての製造会社の図面，仕様等による。ただし，調達要領指定書で指定した場合は，それによる。

3 品質保証

3.1 試験

試験は，該当する規格品及びカタログ製品についての製造会社の図面，仕様等による。

3.2 検査

検査は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の3.2.2による。

なお，契約の相手方は，あらかじめ社内検査を行い検査成績書（試験器，測定器等については，器差表を含む。）を検査官に提示するものとする。ただし，品質保証書（試験器，測定器等については，器差表を含む。）がある場合は，これに代えることができる。

4 出荷条件

包装及び包装の表示は，商慣習による。ただし，調達要領指定書で指定した場合は，それによる。

5 その他の指示

5.1 附属品・予備品

附属品及び予備品は，該当する規格品及びカタログ製品についての製造会社の図面，仕様等に定められた標準品（取扱説明書を除く。）とする。ただし，調達要領指定書で指定した場合は，それによる。

5.2 承認用図面等

契約の相手方は，次に該当する場合には承認図面等を提出し，契約担当官等の承認を得るものとする。

なお，提出要領等については，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の6.による。

a） 該当する規格及びカタログに示されたものが，性能諸元のみで形式，寸法が示されていないなど不確定事項がある場合

b） 調達する製品が参考又は標準として示された場合で，要求と異なる製品を納入しようとする場合

5.3 提出書類等

提出書類等は，次のとおりとし，製品ごとに１部を添付するものとする。

なお，調達要領指定書で指定した場合は，初回納入時に取扱説明書１部を関東補給処長（火器車両

部長気付）に提出するものとする。

a） 取扱説明書（ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の7.1(1)による。）（取扱説明書がある場合）

b） 検査成績書又は品質保証書（社内様式）（試験器，測定器等については，器差表を含む。）

c） 附属品，予備品員数表（社内様式）（附属品，予備品がある場合）

5.4 その他の必要事項

その他の必要事項については，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.による。